

自然公園における固定資産税減免の事例 1/3

令和6年10月現在

No.	都道府県	市町村	減免対象（概要）	減免割合	根拠条例等
1	北海道	白老町	国立・国定公園の特別地域のうち、第1種特別地域と同様の規制を受ける池沼、山林及び原野	全部	白老町税条例第71条第1項 白老町税条例施行規則第22条第3項
2	青森県	八戸市	国立・国定公園の第2種特別地域のうち、第1種特別地域と同等の規制を受ける池沼、山林及び原野	全部	八戸市市税条例第34条の2第1項第1号
3	宮城県	仙台市	県立自然公園の特別地域であって、無償で広く市民の利用に供するもののうち、公益性を有するものとして市長が認めるもの(有料で借り受けたものを除く。)	全部	仙台市市税条例（※） 仙台市市税条例施行規則（※）
4	新潟県	村上市	国立・国定公園の第2種又は第3種特別地域で、ダム建設等により離村を余儀なくされた集落の住民が所有し、土地の利用が著しく制限される等、特に必要と認める場合	2分の1	村上市税条例第59条第1項第4号 村上市固定資産税減免要綱第2条別表
5	長野県	大鹿村	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると村長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	大鹿村税条例第60条の2
6	長野県	大桑村	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、第1種特別地域と同様の規制が行われていると村長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	大桑村税条例第60条の2
7	長野県	天龍村	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると村長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	天龍村税条例第60条の2
8	長野県	喬木村	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると村長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	喬木村税条例第60条の2

No.	都道府県	市町村	減免対象（概要）	減免割合	根拠条例等
9	長野県	阿智村	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると村長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	阿智村税条例第60条の2
10	長野県	東御市	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると市長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	東御市税条例第60条の2
11	長野県	長野市	国立・国定公園の第2種特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われると市長が認める土地（池沼、山林及び原野に限る。)	全部	長野市市税条例第59条の2第1項第1号
12	長野県	南木曾町	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると町長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	南木曾町税条例第60条の2
13	長野県	小海町	国立・国定公園の第2種特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると町長が認める土地（池沼、山林及び原野に限る。)	全部	小海町税条例第60条の2
14	長野県	軽井沢町	国立・国定公園の第2種特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると町長が認める土地（池沼、山林及び原野に限る。)	全部	軽井沢町徴税条約第60条の2第1項第1号
15	長野県	諏訪市	国立・国定公園の第2種特別地域又はこれに準ずる土地のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると市長が認める土地(池沼、山林及び原野に限る。)	全部	諏訪市税条例第60条の2

No.	都道府県	市町村	減免対象（概要）	減免割合	根拠条例等
16	長野県	飯田市	国立・国定公園の第2種特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域と同様の規制が行われていると市長が認める土地（池沼、山林及び原野に限る。）	全部	飯田市税条例第60条の2第1項第1号
17	長野県	茅野市	国立・国定公園の第2種特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域内と同様の規制が行われていると市長が認める土地（池沼、山林及び原野に限る。）	全部	茅野市税条例（※）
18	岡山県	和気町	県立自然公園の特別地域内の池沼、山林及び原野	全部	和気町税条例第71条第1項第4号 和気町税条例施行規則第10条第1項第4号-エ（ア）
19	岡山県	倉敷市	国立公園の第2種特別地域内の池沼、山林及び原野	全部	倉敷市市税条例（※） 倉敷市市税条例施行規則（※）
20	広島県	広島市	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の第1種特別地域若しくは第2種特別地域内に所在する池沼、山林及び原野（有料で貸し付けている場合を除く。）	全部	広島市市税条例（※） 広島市市税規則（※）
21	広島県	廿日市市	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の第1種特別地域若しくは第2種特別地域内に所在する池沼、山林及び原野（有料で貸し付けている場合を除く。）	全部	廿日市市税条例第71条第1項第4号 廿日市市税規則第12条別表第2-4-(2)
22	広島県	安芸高田市	国立・国定公園の第2種特別地域又は県立自然公園の第1種特別地域若しくは第2種特別地域内に所在する池沼、山林及び原野（有料で貸し付けている場合を除く。）	全部	安芸高田市税条例第71条第1項第4号 安芸高田市税条例規則第12条別表第2-4-(4)

（※）当該市がインターネットで提供する例規集における市税条例へのリンクをはることができないため、同志社大学が提供する【条例Webアーカイブデータベース】

<<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>>へのリンクとしました。市税条例の原典については、各市役所のホームページにおける例規集をご覧ください。

（※2）本表は、必ずしも全ての事例を網羅したものではありません。